

お茶の水女子大学学報

第 57 号

お茶の水女子大学庶務課発行

	目 次	
関係法令	1
学内規程	2
人事	3
日誌(抄)	5
諸報	6

関係法令

【法 律】

- 学校教育法の一部を改正する法律（法律第70号，昭和49年6月1日官報号外第46号）
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第74号，昭和49年6月4日官報号外特第6号）
- 国立学校設置法の一部を改正する法律（法律第81号，昭和49年6月7日官報）
- 文部省設置法の一部を改正する法律（法律第82号，昭和49年6月10日官報）
- 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（法律第83号，昭和49年6月11日官報）
- 児童手当法等の一部を改正する法律（法律第89号，昭和49年6月22日官報）
- 恩給法等の一部を改正する法律（法律第93号，昭和49年6月25日官報号外）
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（法律第94号，昭和49年6月25日官報号外）
- 恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（法律第100号，昭和49年6月27日官報）

【政 令】

- 児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第163号，昭和49年5月16日官報）
- 教育公務員特例法施行令等の一部を改正する政令

（政令第199号，昭和49年6月7日官報）

- 文部省設置法の一部を改正する法律の施行期日定める政令（政令第207号，昭和49年6月14日官報）
- 文部省組織令の一部を改正する政令（政令第208号，昭和49年6月14日官報）
- 国有財産法施行令の一部を改正する政令（政令第214号，昭和49年6月20日官報）
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第222号，昭和49年6月25日官報号外）
- 恩給給与規則の一部を改正する政令（政令第226号，昭和49年6月27日官報）

【省 令】

- 日本学校安全法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第16号，昭和49年5月9日官報）
- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第20号，昭和49年5月29日官報）
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第21号，昭和49年6月7日官報）
- 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第22号，昭和49年6月7日官報）
- 学位規則の一部を改正する省令（文部省令第29号，昭和49年6月20日官報）
- 大学院設置基準（文部省令第28号，昭和49年6月20日官報）
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第30号，昭和49年6月20日官報）
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第34号，昭和49年6月22日官報号外）

【規 則】

- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則（人事院規則9-17，昭和49年5月13日官報）
- 特殊勤務手当の一部を改正する規則（人事院規則9-30，昭和49年5月13日官報）
- 初任給・昇格・昇給等の基準の一部を改正する規

- 則（人事院規則 9-8，昭和49年 5月15日官報）
- 教職調整額の支給方法等の一部を改正する規則
（人事院規則 9-59，昭和49年 6月 4日官報号外）
- 最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等に関する規則（人事院規則 9-65，昭和49年 6月 4日官報号外）
- 職員の災害補償の一部を改正する規則（人事院規則16-0，昭和49年 6月26日官報）
- 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則（人事院規則 9-2，昭和49年 7月 2日官報）
- 俸給等の支給の一部を改正する規則（人事院規則 9-7，昭和49年 7月 9日官報）

【告 示】

- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の規定により寄宿料の額を月額1,200円とする寄宿舎の規格を定める件（文部省告示第87号，昭和49年 5月29日官報）

学 内 規 程

- お茶の水女子大学附属学校運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年 5月29日

お茶の水女子大学長 谷田関次
お茶の水女子大学附属学校運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属学校運営委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「附属学校の長」の次に「及び教頭」を加える。

附 則

この規程は、昭和49年 5月29日から施行する。

- お茶の水女子大学学部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年 5月29日

お茶の水女子大学長 谷田関次
お茶の水女子大学学部規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部規程の一部を次のように改正する。

文教育学部規程第1条 文学科
国文学・国語学専攻中

「第2講座近代国文学」「第2講座中・近世国文学」を

第3講座現代国文学」第3講座近代国文学」改める。

文教育学部規程第2条中

「地理学科 15名 60名」を「18名 72名」に「教育学科 55名 220名」を「57名 228名」に「(教育学専攻 28名)」を「(教育学専攻30名)」に「計180名 720名」を「計185名 740名」に改める。

附 則

この規程は、昭和49年 5月29日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

- お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年 5月29日

お茶の水女子大学長 谷田関次
お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

第12条の別表「学科課程」の表、文学科国文学・国語学専攻中、

「第2講座近代国文学」「第2講座中・近世国文学」を「第3講座現代国文学」「第3講座近代国文学」に改める。

附 則

この規程は、昭和49年 5月29日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

- お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年 6月26日

お茶の水女子大学長 谷田関次
お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学入学試験委員会規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 委員長は、学長をもってあてる。

第4条第3項を削る。

第6条 第1項を次のように改める。

第6条 委員会に幹事をおき、学生課長及び各学部事務長をもってあてる。

第6条に次の1項を加える。

3 委員会に関する総括事務は、学生課において行う。

附 則

この規程は、昭和49年6月26日から施行する。

○お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年6月12日

お茶の水女子大学長 谷田関次

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学予算委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教官1名」を「教官2名」に改める。

附 則

この規程は、昭和49年10月1日から施行する。

人 事

◎人事異動

○昭和49年5月1日 (文部省)

文部教官(教授理学部) 阿武喜美子
文部教官(教授理学部) 塚本 晃
文部教官(教授家政学部) 山西 貞
文部教官(教授家政学部) 吉松 藤子
文部教官(教授家政学部) 稲垣 長典

教授家政学部附属食物化学研究施設に併任する併任の期間は昭和50年3月31日までとする

文部教官(助教授理学部) 瀬野 信子
文部教官(助教授理学部) 清水 碩
文部教官(助教授家政学部) 中谷 陽一
文部教官(助教授家政学部) 荒川 信彦

助教授家政学部附属食物化学研究施設に併任する併任の期間は昭和50年3月31日までとする

○昭和49年5月16日 (文部省)

文部事務官(理学部事務長) 奥田 功
木更津工業高等専門学校会計課長に配置換する
文部事務官(庶務課課長補佐) 岡本 春雄
理学部事務長に配置換する

文部事務官(庶務課庶務係長) 神田 幸一
庶務課課長補佐に昇任させる

○昭和49年6月1日 (文部省)

文部教官(教授家政学部) 田辺 義一
家政学部長に併任する

併任の期間は昭和51年5月31日までとする

評議員に併任する

併任の期間は昭和51年5月31日までとする

○昭和49年5月1日

文部教官(助心理学部) 川合由美子

文部教官(助手家政学部) 本間 清一

助手家政学部附属食物化学研究施設に併任する併任の期間は昭和50年3月31日までとする

○昭和49年6月1日

文部事務官(庶務課) 西 貴久

大学学術局留学生課に転任させる

○昭和49年6月10日

文部教官(助手家政学部) 後藤シゲミ

辞職を承認する

○昭和49年6月11日

竹井 瑤子

文部教官(助手家政学部)に採用する

○昭和49年6月16日

文部事務官(庶務課) 関 由美子

筑波大学学務課に転任させる

○昭和49年7月1日

文部技官(家政学部教務職員) 大竹はるみ

文部教官(茨城大学講師教育学部)に昇任される

○昭和49年7月10日

内藤 清美

文部技官(家政学部教務職員)に採用する

○昭和49年7月15日

桐ヶ谷君子

佐藤 光廣

文部事務官(庶務課)に採用する

斎藤 正男

近本 正明

文部事務官(会計課)に採用する

鎌田 啓子

文部事務官(文教育学部附属中学校)に採用する

○昭和49年7月22日

文部事務官(附属図書館閲覧係長)

福本 健弥

庶務課庶務係長に配置換する

文部事務官(附属図書館) 腰塚 慶治

附属図書館閲覧係長に昇任させる

○昭和49年7月31日

文部事務官(文教育学部附属中学校)

古賀千鶴子

辞職を承認する

○昭和49年7月1日 （文部省） 文部教官（教授理学部） 柳田 為正 理学部附属臨海実験所長に併任する	文部教官（助教授文教育学部）に併任する 併任の期間は昭和50年3月31日までとする
○昭和49年7月16日 遠山 益 文部教官（助教授理学部）に採用する	◎学内委員 ○昭和49年7月1日 教授 中山 時子 " 曾根 興三 " 稲垣 長典
○昭和49年4月1日 文部技官（東京国立文化財研究所美術部 第二研究所） 坂本 満	外国人留学生顧問教官を命ずる 任期は昭和50年6月30日までとする

◎非常勤講師

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	任期又は併任の期間	本 務 そ の 他
49. 5. 7	採 用	武 藤 安 子	家・児童	50. 3. 31	日本肢体不自由児協会 中央療育相談所
"	"	増 井 美代子	"	"	聖マリアンナ医科大学助手
49. 5. 13	併 任	荻 野 一 善	理・化学	49. 10. 20	東京大学教授
49. 5. 14	採 用	篠 井 寧 子	文・音楽	"	国立音楽大学講師
"	"	郷 農 久美子	"	"	"
49. 5. 29	併 任	近 藤 宗 平	理・生物	"	大阪大学教授
"	"	服 部 明 彦	"	"	東京大学教授
49. 6. 8	"	三 好 行 雄	文・一般	49. 6. 15	"
49. 7. 1	"	鈴 木 義 之	家・児	49. 7. 31	東京大学講師

◎非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	職 名	任 期	備 考
49. 5. 1	配 置 換	杉 内 蘭 子	厚 生 課	事 務 補 佐 員	50. 3. 24	
"	"	中 守 せ い	"	臨 時 用 務 員	"	
"	"	細 湊 佐 重	附 属 高 等 学 校	臨 時 技 能 補 佐 員	50. 3. 31	
"	採 用	根 笈 美 代 子	家 政 学 部	教 務 補 佐 員	"	
49. 5. 7	"	押 川 文 子	附 属 高 等 学 校	事 務 補 佐 員	"	
"	"	澤 村 智 子	家 政 学 部	臨 時 見 習 員	"	
49. 5. 9	"	小 山 紀 久 子	文 教 育 学 部	臨 時 事 務 補 佐 員	"	
49. 5. 13	"	川 村 礼 子	家 政 学 部	教 務 補 佐 員	"	
49. 5. 16	"	大 隈 恵	会 計 課	臨 時 事 務 補 佐 員	"	
49. 5. 20	"	中 島 輝 子	家 政 学 部	教 務 補 佐 員	"	
"	"	大 久 保 万 里 江	"	"	"	
49. 6. 1	配 置 換	田 中 ユ リ 子	附 属 図 書 館	事 務 補 佐 員	50. 3. 24	
"	"	田 中 裕 子	文 教 育 学 部	"	"	
"	採 用	安 田 淑 子	家 政 学 部	教 務 補 佐 員	50. 3. 31	
49. 6. 4	"	馬 場 紀 子	"	"	"	
49. 6. 11	"	川 嶋 か ぼ る	"	"	"	
49. 6. 30	辞 職	押 川 文 子	附 属 高 等 学 校	事 務 補 佐 員		
49. 7. 1	配 置 換	鈴 木 武 夫	附 属 図 書 館	事 務 補 佐 員	50. 3. 24	

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
49. 7. 9	辞職	内藤清美	家政学部	教務補佐員		
49. 7. 14	"	桐ヶ谷君子	会計課	事務補佐員		
"	"	斉藤正男	"	"		
"	"	佐藤光廣	附属図書館	臨時事務補佐員		
"	"	鎌田啓子	理学部	"		
"	"	近本政明	"	"		
49. 7. 20	"	小山紀久子	文教育学部	"		
49. 7. 29	"	佐野恵子	家政学部	教務補佐員		
49. 7. 31	"	田辺トヨ	学生課	事務補佐員		
"	"	南美智子	家政学部	教務補佐員		

日誌(抄)

5月7日(火)	一般教育委員会, 院生協議会, 関東甲信越地区国立学校施設担当部課長会議	5月30日(木)	国立大学施設担当部課長会議
8日(水)	研究科委員会(文・理・家), 三学部教授会	31日(金)	
10日(金)	R.I 実験室運営委員会, 極低温実験室運営委員会, 学生委員会, 学生連絡協議会	31日(金)	臨海実験所運営委員会, 教育実習説明会, 学生連絡協議会
13日(月)	学生委員会	6月4日(火)	一般教育委員会, 人文科学紀要編集委員会, 施設計画委員会
14日(火)	百年史準備委員会第5回小委員会	5日(水)	研究科委員会(理・家), 三学部教授会, 学生委員会
15日(水)	評議会, 学寮委員会, 学寮協議会	7日(金)	学生連絡協議会
16日(木)	教務委員会(持廻り)	8日(土)	入試委員会
16日(木)	第28回国立7大学理学部課長会議	11日(火)	関東甲信越地区大学教務関係説明協議会
17日(金)		12日(水)	評議会, 図書館運営委員会
17日(金)	学生委員会	14日(金)	臨海実験所運営委員会, 学生委員会, 学生連絡協議会
20日(月)	家政学研究科委員会, 家政学部教授会, 学生委員会	17日(月)	奨学生選考会
21日(火)	教務委員会(持廻り)	18日(火)	電算機室運営委員会, 保健管理センター運営委員会
22日(水)	理学研究科委員会, 教授会(文・理), 昭和49年度前期授業料免除選考委員会, 院生総会	19日(水)	研究科委員会(理・家), 三学部教授会
23日(木)	学生会館臨時運営委員会	20日(木)	学生会館臨時運営委員会
27日(月)	一年生補導委員会	21日(金)	学生委員会
28日(火)	大学資料室運営委員会	25日(火)	一般教育委員会, 人文科学紀要編集委員会
29日(水)	評議会, 学生委員会, 学生大会, 学寮委員会, 学寮協議会	25日(火)	学生定期健康診断
30日(木)	留学生懇談会	27日(木)	
		26日(水)	評議会, 学寮委員会, 学寮協議会
		27日(木)	昭和49年度新入生セミナー
		29日(土)	
		28日(金)	R.I 実験室運営委員会, 極低温実験室運営委員会, 学生連絡協議会

7月2日(火)	教務委員会, 入試委員会	10日(水)	評議会, 名誉教授称号授与式, 学生委員会
3日(水)	三学部教授会, 研究科委員会(文・理), 学生委員会, 学生連絡協議会	11日(木)	学生会館臨時運営委員会
4日(木)	百年史準備小委員会	12日(金)	夏季休業始
5日(金)	学生委員会, 院生協議会	17日(水)	百年史委員会, 教職課程委員会, 教育実習委員会
8日(月)	学生委員会	27日(土)	文部省共済組合東京地区体育大会 (於東京学芸大学)
9日(火)	入試委員会	28日(日)	

諸 報

◎海外渡航

所属職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部 助教授	長谷川 潔	アメリカ合衆国	学術研究	49. 5. 31 49. 9. 30	出張 (期間延長)
家政学部 助教授	荒川 信彦	アメリカ合衆国	食物学の研究 および研修	49. 6. 14 50. 6. 13	出張
文教育学部 教授	浅井 辰郎	アイスランド	学術研究	49. 6. 15 49. 6. 24	研修
家政学部 教授	稲垣 長典	アメリカ合衆国	学会出席	49. 6. 21 49. 6. 30	研修
家政学部 教授	松村 康平	アメリカ合衆国, カナダ	合同会議出席	49. 6. 21 49. 6. 27	研修
理学部 教授	中西 正城	フランス, ハンガリー, ドイツ連邦共和国, スイス, オーストリア	学会出席	49. 7. 2 49. 7. 25	研修
文教育学部 講師	片岡 康子	アメリカ合衆国	舞踊教育の研究	49. 7. 7 49. 8. 5	研修
文教育学部 教授	浅海 重夫	フィリピン	地形・土壌の調査	49. 7. 18 49. 7. 26	研修
附属小学校 教諭	萩原 栄	連合王国, ドイツ連邦共和国, スイス, フランス, デンマーク, スウェーデン, ノルウェー, オランダ, ドイツ民主主義共和国	美術教育に関する資料集収	49. 7. 27 49. 8. 24	私事
家政学部 教授	松村 康平	カナダ	会議出席	49. 7. 28 49. 8. 8	研修
家政学部 教授	津守 真	カナダ, アメリカ合衆国	学会出席	49. 7. 26 49. 8. 11	研修

○職員住所

[新任者住所]

に基づく俸給月額についての暫定措置を廃止する。

□諸手当

1 初任給調整手当について (略)

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者5,000円、配偶者以外の扶養親族のうち二人までは各1人につき1,500円(配偶者が不在職員の扶養親族にあっては、そのうち1人を3,500円)、その他の扶養親族1人につき400円とすること。

3 住居手当について

ア. 家賃、間代を支払っている職員に対し支給する手当の月額は、家賃、間代と4,000円との差額が6,000円に達するまではその差額とし、その差額が6,000円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を2,000円を限度として6,000円に加算した額とすること。

イ. 自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対しても手当を支給することとし、支給月額は、1,000円(その住宅を新築・購入した職員については、その住宅の取得後5年に限り、1,500円を加算するものとする。)とすること。

4 通勤手当について

ア. 交通機関等利用者については、運賃等相当額の全額支給の限度を月額8,000円とするとともに、運賃等相当額が8,000円を超える部分についての2分の1加算の限度を月額1,000円とすること。

イ. (以下略)

5 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は1,300円、(土曜日の退庁時から引き続き場合にあつては、1,950円)、

6 期末手当について

期末手当を増額し、6月の支給割合を1・4月分、12月の支給割合を2・1月分に改めること。

二 改定の実施時期

この改定は、昭和49年4月1日から実施すること(5及び6については、同年9月1日から実施すること。)

○職員録(昭和49年6月1日現在)正誤表

頁	行	誤	正
3	上1		
12	下7		
索14	わ		

○公務災害・通勤災害の補償手続について

勤務中及び通勤途中、帰宅途中に怪我や災害を受けたときは、細大もらさず人事係(内線205番)までお知らせください。事務担当者が補償の内容や手続を詳細に説明いたします。

なお、常時公務災害等の相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。電話でも結構です。

○給与に関する勧告について

人事院は、7月26日国会及び内閣に対し、次のような公務員給与の改定を勧告しました。

勧告(抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

一 改定の内容

ト俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

なお、昭和49年5月30日付の人事院の勧告

別 記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	153,700	—	—	—	79,000	70,000	—
2	209,600	160,200	136,200	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	218,800	166,900	141,700	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	228,000	173,900	147,200	124,900	105,000	91,200	79,000	60,800
5	237,200	180,900	152,700	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	246,400	187,900	158,200	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	255,600	194,900	163,800	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	264,800	201,900	169,500	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	274,000	208,900	175,200	150,900	127,500	110,900	95,000	71,700
10	283,200	215,700	180,900	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	290,000	222,300	186,600	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	295,300	228,900	192,300	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	300,600	235,400	197,800	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	305,600	240,700	203,300	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	309,800	246,000	208,700	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16		249,700	213,200	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17			217,700	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18			221,000	196,400	164,500	139,300	115,800	
19				199,500	167,200	141,800	117,400	
20					169,900	143,600		
21					171,900			

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	112,700	95,300	78,400	70,300	58,000	52,000
2	116,500	98,700	81,700	72,900	59,700	53,500
3	120,300	102,200	85,100	75,600	61,400	55,000
4	124,400	105,700	88,500	78,400	63,200	56,500
5	128,500	109,200	91,900	81,300	65,300	58,000
6	132,900	112,700	95,300	84,200	67,700	59,600
7	137,300	116,200	98,500	87,100	70,300	61,200
8	141,800	119,700	101,700	90,000	72,900	62,900
9	146,300	123,200	104,900	92,900	75,500	64,900
10	150,800	126,400	108,000	95,700	78,100	67,200
11	155,300	129,600	110,800	98,500	80,700	69,500

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
12	159,800	132,800	113,600	101,300	83,300	71,800
13	164,300	135,900	116,400	104,100	85,700	74,000
14	168,800	139,000	119,200	106,700	88,100	76,100
15	172,700	142,100	122,000	109,300	90,000	78,200
16	176,500	145,200	124,800	111,600	91,900	80,100
17	180,300	148,300	127,600	113,900	93,800	82,000
18	184,100	151,400	130,300	116,200	95,700	83,600
19	187,900	154,500	133,000	118,200	97,600	85,200
20	191,500	157,600	135,300	120,200	99,300	86,800
21	194,800	160,700	137,600	121,900	101,000	88,400
22	198,100	163,800	139,600	123,600	102,600	90,000
23	201,400	166,500	141,600	125,300	104,200	91,600
24	204,100	169,200	143,200	126,800	105,800	93,200
25		171,200			107,200	94,700
26						96,200
27						97,700
28						99,200
29						100,500

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	105,800	78,100	65,300
2	—	123,600	110,600	82,500	67,900
3	160,600	129,300	115,400	87,000	70,800
4	167,600	135,000	120,200	91,500	74,000
5	174,600	140,800	125,300	96,000	77,400
6	181,700	146,600	130,400	100,500	80,900
7	188,800	152,400	135,600	105,000	84,600
8	196,000	158,200	140,800	109,500	88,800
9	203,200	164,000	146,000	114,000	93,000
10	210,400	169,800	151,200	118,500	97,300
11	217,600	175,600	156,400	123,000	101,700
12	224,900	180,800	161,600	127,400	106,100
13	232,200	185,800	166,800	131,800	110,400
14	239,500	190,800	172,000	136,000	114,400
15	246,800	195,800	177,100	140,200	118,400
16	254,100	200,500	182,000	144,200	122,300

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
17	261,400	205,200	186,800	147,900	126,100
18	268,200	209,900	191,600	151,600	129,900
19	274,900	214,600	196,300	155,300	133,600
20	281,600	219,300	201,000	159,000	137,200
21	288,300	224,000	205,700	162,700	140,800
22	294,800	228,700	210,400	166,400	144,400
23	300,600	233,400	214,700	170,100	147,600
24	305,600	237,900	219,000	173,800	150,800
25	309,800	242,400	222,200	177,200	153,500
26		246,500	224,900	180,500	156,200
27		249,600		183,000	158,900
28					161,600
29					163,600

□ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	74,500	—
2	140,700	78,100	62,800
3	146,100	81,900	65,000
4	151,600	85,800	67,200
5	157,100	89,700	69,900
6	162,700	93,600	73,200
7	168,300	97,500	76,500
8	173,900	101,500	80,000
9	179,600	105,600	83,600
10	185,300	109,700	87,300
11	191,000	114,000	91,000
12	196,700	118,500	94,700
13	202,400	123,300	98,600
14	208,100	128,300	102,600
15	213,800	133,400	106,600
16	219,500	138,600	110,500
17	225,200	143,800	114,400
18	230,900	149,000	118,300
19	237,100	154,200	122,200
20	243,300	159,400	125,700
21	249,500	164,600	129,100
22	255,700	169,800	132,500

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	67,200	—
2	119,800	70,800	62,800
3	124,800	74,500	65,000
4	129,900	78,100	67,200
5	135,000	81,900	69,900
6	140,400	85,800	73,200
7	145,800	89,700	76,500
8	151,200	93,600	80,000
9	156,600	97,500	83,600
10	162,000	101,500	87,200
11	167,300	105,600	90,800
12	172,600	109,700	94,400
13	177,900	114,000	98,000
14	183,200	118,500	101,600
15	188,500	123,300	105,200
16	193,700	128,200	108,800
17	198,900	133,100	112,400
18	204,100	138,200	115,800
19	209,300	143,300	119,200
20	214,500	148,400	122,600
21	219,700	153,500	125,900
22	224,500	158,300	129,000

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
23	261,100	174,900	135,900
24	266,500	180,000	139,300
25	270,200	185,100	142,700
26		189,800	146,100
27		194,500	149,500
28		199,200	152,900
29		203,900	155,800
30		208,600	158,700
31		212,800	161,200
32		216,600	163,700
33		220,400	166,200
34		223,900	168,500
35		227,400	170,300
36		230,900	
37		233,500	

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
23	229,100	163,000	132,100
24	233,200	167,700	134,800
25	237,300	172,000	137,400
26	240,800	176,300	139,700
27	243,400	180,500	142,000
28	246,000	184,700	144,100
29	248,600	188,700	145,800
30		192,700	147,500
31		196,700	149,200
32		200,700	
33		204,500	
34		208,300	
35		211,800	
36		214,600	
37		217,400	
38		219,800	
39		222,000	

□ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,500	159,000	120,000	88,500	71,600	62,900	—
2	203,200	166,000	125,200	92,700	74,500	65,500	59,300
3	210,900	173,100	130,400	97,000	77,600	68,100	610,00
4	218,800	180,200	135,700	101,300	80,700	70,900	62,800
5	226,700	187,300	141,200	105,600	84,400	73,800	65,100
6	234,700	194,400	146,700	109,900	88,100	76,900	67,600
7	242,700	201,500	152,200	114,200	92,000	80,000	70,100
8	250,700	208,600	157,700	118,700	95,900	83,100	71,900
9	258,700	215,700	163,100	123,200	99,800	86,200	73,700
10	266,700	222,300	168,500	127,800	103,700	89,300	75,500
11	271,700	228,900	173,900	132,400	107,600	92,400	77,300
12	276,300	235,400	179,100	137,000	111,200	95,200	79,000
13	280,900	240,700	184,300	141,600	114,800	98,000	80,300
14	285,400	246,000	189,300	146,200	118,400	100,600	
15	289,900	251,300	193,700	150,600	121,900	103,100	
16	293,800	255,000	198,100	154,800	125,400	105,600	
17			202,100	158,900	128,500	107,700	
18			206,100	163,000	131,600	109,800	
19			209,200	165,900	134,500	111,900	
20				168,700	137,400	113,500	
21				171,500	139,900		
22				173,600	141,700		

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	138,600	108,000	92,000	69,900	61,300
2	143,700	112,200	95,800	72,900	63,400
3	148,800	116,400	99,700	76,000	65,500
4	153,900	120,700	103,600	79,100	67,600
5	159,400	125,000	107,500	82,200	69,900
6	164,900	129,400	111,400	85,300	72,800
7	170,400	133,800	115,300	88,600	75,900
8	175,900	138,300	119,200	91,900	79,000
9	181,400	142,800	123,100	95,200	82,100
10	187,000	147,300	127,000	98,500	85,200
11	192,600	151,800	130,900	101,800	88,300
12	198,200	156,200	134,800	105,100	91,400
13	203,800	160,600	138,800	108,400	94,500
14	209,300	165,000	142,800	111,700	97,600
15	214,800	169,400	146,800	115,000	100,600
16	219,600	173,800	150,800	118,300	103,600
17	224,400	178,200	154,800	121,500	106,600
18	228,800	182,600	158,700	124,700	109,600
19	233,200	187,000	162,500	127,900	112,600
20	236,300	191,400	166,300	131,100	115,600
21	239,400	195,500	170,100	134,300	118,600
22	242,500	198,800	173,900	137,500	121,600
23		202,100	177,100	140,700	124,200
24		205,400	180,200	143,900	126,700
25		208,000	183,300	147,100	129,200
26		210,600	185,700	150,300	131,700
27		212,800	188,100	153,500	134,000
28			190,200	156,700	136,300
29				159,500	138,100
30				161,500	

指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	285,000
2	310,000
3	345,000
4	380,000
5	410,000
6	440,000
7	480,000
8	520,000
9	555,000
10	595,000
11	630,000
12	650,000

別記備考

- 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、同日における新俸給施行前の職務の等級及び号俸と同一とする。

○叙 勲

春の叙勲で、名誉教授藤田健治氏に勲二等旭日重光章、同岡徹氏に勲三等瑞宝章が授けられた。